

令和5年度当初予算要求基準

国の「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）においては、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の下、適切な実行を図るとともに、構造変化を牽引しつつ、「成長と分配の好循環」を拡大していくとしており、当面は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」を迅速かつ着実に実行し、景気の下振れリスクに対応し、消費や投資を始め民需中心の景気回復を着実に実現するべく、賃上げや価格転嫁など「成長と分配の好循環」に向けた動きを確かなものとしていく。その上で、人への投資、デジタル、グリーンなど、社会課題の解決を経済成長のエンジンとする新しい資本主義を実現するため、官民が連携し、計画的で大胆な重点投資を推進することで、供給力強化と持続的な成長に向けた基盤を構築していく経済財政運営を行うとしている。

本県としては、引き続き、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰への対応などに最優先で取り組みつつ、本県の基幹産業である農林水産業、観光関連産業など鹿児島県の「稼ぐ力」の向上、地域や各種産業を支える人材育成、結婚・出産・子育てしやすい環境の整備や高齢者が健やかで生きがいを持つ社会の形成など、「かごしま未来創造ビジョン」に掲げた各般の施策に積極的に取り組む必要がある。

一方で、国においては、財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組むとされており、今後、地方交付税等について厳しい調整が行われることも予想される。

さらに、本県においては、一層の高齢化の進行などにより扶助費が増加傾向にあることや、今後、改修や更新を要する県有施設等の増加が見込まれることなどを踏まえると、本県の財政状況については予断を許さない状況が続くものと予想される。

このような状況を踏まえ、令和5年度当初予算編成においては、限られた財源の中で、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や医療提供体制の確保、直面する物価高騰による影響を緩和するための対応、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとするための施策を進めつつ、持続可能な行財政構造を構築するため、「行財政運営指針」を踏まえ、歳入・歳出両面にわたる徹底した行財政改革に引き続き取り組む必要がある。

各部局におかれては、以上の趣旨を十分踏まえ、下記により予算要求を行われたい。

記

1 予算要求の基本理念

令和5年度の当初予算要求に当たっては、

- ・「行財政運営指針」及び行財政改革推進プロジェクトチーム（以下、「行革PT」という。）において示された取組の方向性を踏まえ、更に踏み込んだ歳入・歳出両面にわたる徹底した見直しや新たな歳入確保策の検討を行うこと。
- ・「かごしま未来創造ビジョン」で示されている基本的な考え方に沿って、新たな取組を重点的に推進するため、メリハリをつけた予算配分や事業の見直し・組み替えなど、考え得るあらゆる方策を講じて適切な要求を行うこと。

2 予算要求の考え方

各部局は、以下の区分毎に年間所要額を見積り要求すること。

(1) 人件費・扶助費・公債費

年間の所要見込額を要求すること。

(2) 普通建設事業費

① 公共事業

一般財源ベースは令和4年度当初予算額以下とし、事業費総額ベースは令和4年度当初予算額と同額とする。

また、国の予算編成の動向に十分留意すること。

② 県単公共事業

一般財源ベースは令和4年度当初予算額以下とし、事業費総額ベースは令和4年度当初予算額と同額とする。

なお、時限的な措置がある地方債の優先的活用を行うこと。

③ その他の事業

年間の所要見込額を要求すること。また、仕様、工法等は簡素で、機能的なものとなるように努めること。

(3) 災害復旧事業

年間の所要見込額を要求すること。

(4) 一般政策経費

別途通知する要求枠を上限として更に厳しく抑制の上、要求すること。

(5) 新規事業

① 新型コロナウイルス感染症対策枠

ア 対象事業

新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業

※ 単年度事業に限る。

※ 新たな事業と重複・関連する既存事業等については、類似事業の乱立、事業体系の複雑化を招くことから、原則として廃止・統合等を行った上で要求すること。（既存事業の廃止・統合等を行った上で要求したものについては、廃止事業の一般財源分について、令和6年度予算における復活要求を認める。）

イ 件数及び要求枠

別枠扱い（所要見込額）とする。

ただし、国による特別な財政措置があることを前提とする。

② 原油価格・物価高騰対策枠

ア 対象事業

コロナ禍において、原油価格や物価高騰に直面する生活困窮者等の生活者や影響を受けている事業者の負担軽減に資する支援事業

※ 単年度事業に限る。

※ 新たな事業と重複・関連する既存事業等については、類似事業の乱立、事業体系の複雑化を招くことから、原則として廃止・統合等を行った上で要求すること。（既存事業の廃止・統合等を行った上で要求したものについては、廃止事業の一般財源分について、令和6年度予算における復活要求を認める。）

イ 件数及び要求枠

別枠扱い（所要見込額）とする。

ただし、国による特別な財政措置があることを前提とする。

③ 重点新規事業枠

ア 対象事業（ソフト事業に限る）

I 総合政策会議での議論を踏まえた事業

II その他マニフェストを推進するために必要となる新たな事業

イ 件数及び要求枠

各部局2件まで別枠扱い（所要見込額）とする。

また、以下の3つのテーマに資する施策については、更に踏み込んだ対応が求められることから、各テーマに資する事業を要求する場合に限り、それぞれ別枠分を1件追加する。（最大3件）

- ・ 稼ぐ力（農林水産業・観光・企業）の向上に資する事業
- ・ GX又はDXの推進に資する事業
- ・ 人材確保・育成・活用に資する事業

上記を超える場合は、新規事業1件につき、廃止事業1件以上を要することとし、一般財源の要求枠は、廃止事業における一般財源総額の範囲内とする。

④ 単年度事業等枠、大規模施設整備事業枠

年間の所要見込額を要求すること。

⑤ その他枠

上記①～④に該当しない国の新規施策に伴う事業などのその他の事業については、新規事業1件につき、廃止事業1件以上を要することとし、一般財源の要求枠は、廃止事業における一般財源総額の範囲内とする。

⑥ 留意事項

重複・関連する既存事業（経常経費を含む）について十分整理の上、既存事業の廃止、統合等を行い、類似事業の乱立、事業体系の複雑化を招かないよう留意すること。

なお、行政の責任分野、経費負担のあり方及び負担割合、行政効果等の観点から従来にも増して厳しく検討を行うとともに、原則として3年以内の終期を設定し、事業の実施に当たって組織・人員の検討が必要なものについては、事前に関係課と十分協議の上、要求すること。

全額国庫事業及び全額受託事業（県が運営費補助をしている団体等からの受託は除く）については、以下3（10）①を踏まえた上で、所要見込額を要求できるものとする。

(6) 上記(1)～(5)に係る全ての経費

事務的経費を含めた全ての経費について、行政コストに対する認識を深め、徹底した見直しを行い、年間の所要見込額を十分精査の上、要求すること。

特に、(4)、(5)に係る事業については、適切なK P Iを設定の上、最小限の経費で最大限の効果が発揮できるよう十分精査すること。

3 予算要求に当たっての留意点

(1) 新型コロナウイルス感染症、原油価格・物価高騰への対応

県民の安心・安全と、経済社会活動の両立を図り、新型コロナウイルス感染症の収束後の経済再生、更なる成長に向けて必要な事業について、「新たな日常」、
「新しい生活様式」への対応も念頭に置いて、精査した上で要求すること。

また、直面する物価高騰による影響を緩和するために必要な事業について、国の施策との連携も念頭に置いて、精査した上で要求すること。

国の予算編成などの動向について、一層の情報収集に努めるとともに、過度な地方負担が生じない制度となるよう、関係省庁に働きかけること。

(2) 行革P Tの取組

予算要求に当たっては、行革P Tにおいて示された取組の方向性を踏まえて要求すること。

- ・ 事業目的の達成状況等を踏まえた事業の縮小・廃止
- ・ 国庫補助の有効活用による事業スキームの見直し
- ・ 契約内容の見直しによる経費の縮減
- ・ 決算額を考慮した当初予算規模の見直し など

(3) マニフェストで示されている基本的な考え方等を踏まえた各種施策の推進

マニフェストで示されている基本的な考え方や「かごしま未来創造ビジョン」の推進につながるものとなるよう十分留意すること。

事業内容の検討にあたっては、知事とのふれあい対話や知事へのたより等の広聴活動による「県民の声」の反映について検討すること。

(4) 地域振興局・支庁長の意見等

既存事業（本庁部局が予算要求する事業）のうち、地域振興局等または市町村が執行する事業については、地域振興局・支庁長の意見を踏まえた要求とすること。

(5) 未利用財産の有効活用

未利用財産については、「行財政運営指針」を踏まえ、積極的な売却を行うとともに、売却が困難なものについては、貸付け等により、有効活用を図ること。

(6) 公社・各種団体等に対する支援の見直し

県が出資、補助又は貸付けを行っている公社・各種団体等については、「公社等外郭団体見直し方針（平成17年3月28日策定）」及び行革P Tにおける取

組を踏まえ、事務事業の見直し、徹底した経費の節減など経営の合理化を行い、安易に県財政に依存することのないようにすること。

特に、経営状況が硬直化している公社・各種団体等については、予算要求の有無にかかわらず、その存廃も含めて全般にわたり徹底した経営実態等の見直しを行うこと。

また、内部留保資金の活用について積極的に検討すること。

(7) 特別会計の予算の見直し

特別会計の予算についても、一般会計と同様、徹底した事務事業見直しを行うこと。特に、一般会計の繰入金等がある場合は、その内容を精査し、可能な限り圧縮を図るとともに、事業規模や繰越金等の取り扱いについても十分な検討を行うこと。

また、公営企業については、独立採算の原則を堅持しつつ、経営の合理化、効率化を推進すること。

(8) 施策評価の予算要求への反映

「県計画の策定等における施策評価の取組指針」に基づき実施した施策評価の結果については、予算要求に的確に反映させること。

(9) 「ゼロ予算」事業の継続

特別な予算を使うことなく、すでに県が持っている人材、施設、ネットワーク等を活用しつつ、事業として見える形にして具体の行政課題の解決や県民サービスの向上を図ろうとする取組を「ゼロ予算事業」としており、これについても積極的に検討すること。

(10) その他

① 国庫補助事業等については、本県が必要とする事業を実施する上で、活用できる国庫補助金等については積極的に活用すること。

ただし、全額国庫であっても後年度の行財政上の負担増につながるもの等については、その導入を慎重に検討し、真に必要なものに限ること。

また、補助基準額が実情にそぐわず県の超過負担となっているもの、交付時期の遅いもの、国と県との負担区分が不適切と考えられるものについては、所管省庁へ積極的に働きかけ、その解消に努めること。

なお、事業内容等に変更があったものについては、次により対処すること。

ア 国庫補助金が廃止又は縮減されたものについては、原則として事業そのものを廃止又は縮減することとし、県費への振替えは行わないこと。

イ 国庫補助率が引き下げられたもので、県が負担義務を負うものについては、真に必要と認められるものについてのみ受け入れることとし、県の負担が任意のものについては、国庫負担減に見合う県費継足しは行わないこと。

ウ 国庫補助事業が、統合・メニュー化されたものについては、目的、効果、緊急性、補助率等を十分検討し、選択の上、導入すること。

② 事業の計画に当たっては、国の予算編成や各種長期計画等を考慮するほか、

国，市町村，その他関係団体等とも十分調整を行うこと。

また，行政の多様化，複雑化に伴い2以上の部課に関連する事業が増加しているので，関係部課において類似事業の整理・統合を図るなど十分調整を行うこと。

- ③ 各部局においても，国の予算編成の動向には十分留意し，関連する情報を得た場合には，速やかに財政課へ連絡すること。